

京都市訓令甲第(7)号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第6号オ中「並びに」を「及び」に改め、「及び産業技術研究所」を削り、同条第7号中「、産業技術研究所にあつては企画情報室副室長」を削る。

第5条第2項及び第20条中「総合企画局長」を「総合企画局市民協働・国際化推進担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)